熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P10 第１編第４章(2)	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	(2)気候 　本県の気候は、年平均気温が１７．２℃と概して温暖であるが、天草地方を除いて内陸性気候であるため夏と冬の寒暖の差が大きく、１月の日最低気温の平均値は、１．６℃に対し、８月の日最高気温の平均値は、３３．３℃となっている。 　冬場の山間地においては、積雪があることから、避難に当たっては、積雪時の対応について留意する必要がある。 　雨量は、年間降水量が２，００７㎜であり、特に梅雨時期に降水量は集中しており、６月～７月の２ヶ月で年間降水量の約４割を占めている。*1	(2)気候 　本県の気候は、年平均気温が１７℃と概して温暖であるが、天草地方を除いて内陸性気候であるため夏と冬の寒暖の差が大きく、１月の日最低気温の平均値は、１．２℃に対し、８月の日最高気温の平均値は、３３．２℃となっている。 　冬場の山間地においては、積雪があることから、避難に当たっては、積雪時の対応について留意する必要がある。 　雨量は、年間降水量が１，９８６㎜であり、特に梅雨時期に降水量は集中しており、６月～７月の２ヶ月で年間降水量の約４割を占めている。*1
P10 第１編第４章(2) 脚注	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	＊１　気象データは、熊本地方気象台における平成３年～令和２年の平均値	＊１　気象データは、熊本地方気象台における昭和５６年～平成２２年の平均値
P11 第１編第４章(3) 1～3段落	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	(3) 人口分布 　総人口は、令和６年で約１，６９６千人*1であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約７３７千人*2、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約８８９千人*3で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。 　また、６５歳以上の高齢者人口は約５５２千人で総人口に占める割合は３２．６%、中でも７５歳以上の後期高齢者人口は約３０６千人で総人口に占める割合は１８%であり、２３年前の平成１５年は、それぞれ２２．８%、１０．８%であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。 　さらに、６５歳以上の高齢者人口が３０%を超える市町村が約９割となっている。	(3) 人口分布 　総人口は、令和３年で約１，７２７千人*1であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約７３８千人*2、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約８８６千人*3で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。 　また、６５歳以上の高齢者人口は約５５０千人で総人口に占める割合は３１．９%、中でも７５歳以上の後期高齢者人口は約２８３千人で総人口に占める割合は１６%であり、２０年前の平成１５年は、それぞれ２２．８%、１０．８%であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。 　さらに、６５歳以上の高齢者人口が３０%を超える市町村が約９割となっている。
P11 第１編第４章(4) 1段落	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	(4) 水資源（豊富な地下水） 　熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約１，０１１千人*4の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約８１%*5と極めて高い。	(4) 水資源（豊富な地下水） 　熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約１，００９千人*4の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約８１%*5と極めて高い。

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P11 第１編第４章(3),(4) 脚注	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	＊１　熊本県総人口１，６９６，１４４人　令和６年１０月１日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) ＊２　熊本市人口７３７，４０９人　令和６年１０月１日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) ＊３　都市計画法第５条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口８８９，０４４人　令和６年１０月１日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) ＊４　「熊本地域地下水総合保全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域（熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）の令和６年１０月１日現在の人口１，０１１，９２８人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、令和６年９月３０日現在の人口】 ＊５　水道の地下水依存率８０．８％　「熊本県の水道」令和６年３月３１日現在【熊本県環境生活部】	＊１　熊本県総人口１，７２７，９０２人　令和３年１０月１日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) ＊２　熊本市人口７３８，１８５人　令和３年１０月１日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) ＊３　都市計画法第５条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口８８６，６４６人　令和３年１０月１日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) ＊４　「熊本地域地下水総合保全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域（熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）の令和３年１０月１日現在の人口１，００９，６８４人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、令和３年９月３０日現在の人口】 ＊５　水道の地下水依存率８０．３％　「熊本県の水道」令和３年３月３１日現在【熊本県環境生活部】
P12 第１編第４章(5) 1段落	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	(5) 道路の位置等 　道路は、県の中央を南北に縦断して高速道路（九州縦貫自動車道）及び国道３号が北は福岡県、南は鹿児島県に繋がっている。また、大分県から有明海を経て長崎県へ至る国道５７号が、県央部を東西に横断している。更に県北部には国道２０８号が福岡県を経て佐賀県へ延びている。これら以外にも、一般国道が２０路線、県内の主要地点間を結ぶ主要地方道が５２路線ある。＊１	(5) 道路の位置等 　道路は、県の中央を南北に縦断して高速道路（九州縦貫自動車道）及び国道３号が北は福岡県、南は鹿児島県に繋がっている。また、大分県から有明海を経て長崎県へ至る国道５７号が、県央部を東西に横断している。更に県北部には国道２０８号が福岡県を経て佐賀県へ延びている。これら以外にも、一般国道が２０路線、県内の主要地点間を結ぶ主要地方道が５５路線ある。*1
P12 第１編第４章(5) 脚注	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	＊１　「道路統計調査」（国土交通省）令和５年３月３１日現在	＊１　「道路施設現況調査」（熊本県土木部）令和３年３月現在

熊本県国民保護計画新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">修正箇所</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>P13
第１編第４章(6)</td><td>第１編　総論
第４章　県の地理的、社会的特徴</td><td>※重要港湾の概要
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>管理者</th><th>主な港湾施設</th></tr><tr><td>三角港</td><td>宇城市三角町</td><td>熊本県</td><td>－１０ｍ岸壁　：１バース（12,000t級）
－９ｍ岸壁　：２バース（10,000t級）
－７．５ｍ岸壁：１バース（15,000t級旅客船）
－５．５ｍ岸壁：１バース（2,000t級）
－４．５ｍ岸壁：６バース（700t級）
野積場・荷捌地：60,704㎡</td></tr><tr><td>八代港</td><td>八代市港町</td><td>熊本県</td><td>－１４ｍ岸壁　：１バース（55,000t級）
－１２ｍ岸壁　：１バース（30,000t級）
－１０ｍ岸壁　：３バース（15,000t級）
－９ｍ岸壁　：１バース（8,000t級）
－７．５ｍ岸壁：４バース（5,000t級）
－５．５ｍ岸壁：８バース（2,000t級）
－４．５ｍ岸壁：９バース（700t級）
野積場・荷捌地：600,595㎡</td></tr><tr><td>熊本港</td><td>熊本市西区新港１丁目</td><td>熊本県</td><td>－７．５ｍ岸壁：１バース（5,000t級）
－５．５ｍ岸壁：３バース（2,000t級）
－４．５ｍ岸壁：２バース（700t級）
荷捌地：74,940㎡</td></tr></table></td><td>※重要港湾の概要
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>管理者</th><th>主な港湾施設</th></tr><tr><td>三角港</td><td>宇城市三角町</td><td>熊本県</td><td>－１０ｍ岸壁　：１バース（12,000t級）
－９ｍ岸壁　：２バース（10,000t級）
－７．５ｍ岸壁：１バース（15,000t級旅客船）
－５．５ｍ岸壁：１バース（3,000t級）
－４．５ｍ岸壁：５バース（700t級）
野積場・荷捌地：60,704㎡</td></tr><tr><td>八代港</td><td>八代市港町</td><td>熊本県</td><td>－１４ｍ岸壁　：１バース（55,000t級）
－１２ｍ岸壁　：１バース（30,000t級）
－１０ｍ岸壁　：４バース（15,000t級）
－９ｍ岸壁　：１バース（10,000t級）
－７．５ｍ岸壁：４バース（5,000t級）
－５．５ｍ岸壁：８バース（2,000t級）
－４．５ｍ岸壁：９バース（700t級）
野積場・荷捌地：646,042㎡</td></tr><tr><td>熊本港</td><td>熊本市西区新港１丁目</td><td>熊本県</td><td>－７．５ｍ岸壁：１バース（5,000t級）
－５．５ｍ岸壁：３バース（2,000t級）
－５ｍ岸壁　：２バース（フェリー）
－４．５ｍ岸壁：２バース（700t級）
野積場・荷捌地：87,554㎡</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P14
第１編第４章(9)
1段落</td><td>第１編　総論
第４章　県の地理的、社会的特徴</td><td>(9) 消防力
本県の消防力は、１２消防本部２，５０５人、消防団は４５消防団２７，２４０人であり、消防団員数では、全国第５位*1である。</td><td>(9) 消防力
本県の消防力は、１２消防本部２，４４４人、消防団は４５消防団３０，８５２人であり、消防団員数では、全国第５位*1である。</td></tr>
<tr><td>P14
第１編第４章(11)</td><td>第１編　総論
第４章　県の地理的、社会的特徴</td><td>（11）医療の確保
本県は、人口１０万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が１，８６７．８床で全国第５位、一般診療所が１９９．６床で全国第５位*3になっている。また、人口１０万人あたりの医師数、保健師、看護師、准看護師数も全国平均を上回っており、医師数は、３０４．４人で全国第１８位*4、就業看護師数は、１，４７５．７人で全国第７位、就業准看護師数は、４５６．５人で全国第１位*5である。</td><td>（11）医療の確保
本県は、人口１０万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が１，８７６．９床で全国第５位、一般診療所が２４１．３床で全国第４位*3になっている。また、人口１０万人あたりの医師数、保健師、看護師、准看護師数も全国平均を上回っており、医師数は、３１１．５人で全国第１１位*4、就業看護師数は、１，３８６．２人で全国第５位、就業准看護師数は、５４２．７人で全国第１位*5である。</td></tr>
<tr><td>P14
第１編第４章(9)
脚注</td><td>第１編　総論
第４章　県の地理的、社会的特徴</td><td>＊１　「令和７年版消防白書」（消防庁）
＊２　石油コンビナート等災害防止法第２条第２号で定める区域
＊３　「令和６年医療施設調査」（厚生労働省）令和６年１０月１日現在
＊４　「令和６年医師・歯科医師・薬剤師統計」（厚生労働省）令和６年１２月３１日現在
＊５　「令和６年衛生行政報告例」（厚生労働省）令和６年１２月３１日現在</td><td>＊１　「令和３年版消防白書」（消防庁）
＊２　石油コンビナート等災害防止法第２条第２号で定める区域
＊３　「令和３年医療施設調査」（厚生労働省）令和３年１０月１日現在
＊４　「令和２年医師・歯科医師・薬剤師統計」（厚生労働省）令和２年１２月３１日現在
＊５　「令和２年衛生行政報告例」（厚生労働省）令和２年１２月３１日現在</td></tr>
</table>

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P15 第１編第４章(12)	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	（12）　食料の確保 本県の農業は、令和４年の総合自給率で１４２％（生産額ベース）、主な品目では、米が１５５％、野菜が３２２％、果実が１１１％、牛肉が１６２％であり、食料供給県としての位置にある。*1	（12）　食料の確保 本県の農業は、平成３０年の総合自給率で１５８％（生産額ベース）、主な品目では、米が１５８％、野菜が３０１％、果実が１０６％、牛肉が１４２％であり、食料供給県としての位置にある。（県農林水産部試算）*1
P15 第１編第４章(13)1段落	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	（13）観光客への対応 本県を訪れる延べ入込客数は、約４８，２８８．９千人で、延べ宿泊客数が約８，０７９．６千人である。延べ宿泊客数の内訳は、日本人約６，６０７．９千人、外国人約１，４７１．７千人となっている。*2	（13）観光客への対応 本県を訪れる延べ入込客数は、約４８，８９３．６千人で、延べ宿泊客数が約７，６３３．５千人である。延べ宿泊客数の内訳は、日本人約６，６９８．５千人、外国人約９３５．０千人となっている。*2
P15 第１編第４章(12)(13)脚注	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	＊１「令和５～６年度熊本県農業動向年報」（熊本県農林水産部） ＊２　「令和６年熊本県観光統計表」（熊本県観光文化部）	＊１「令和２～３年度熊本県農業動向年報」（熊本県農林水産部） ＊２　「平成３１年（令和元年）熊本県観光統計表」（熊本県観光戦略部）
P17 第１編第４章 図２	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	図－２ 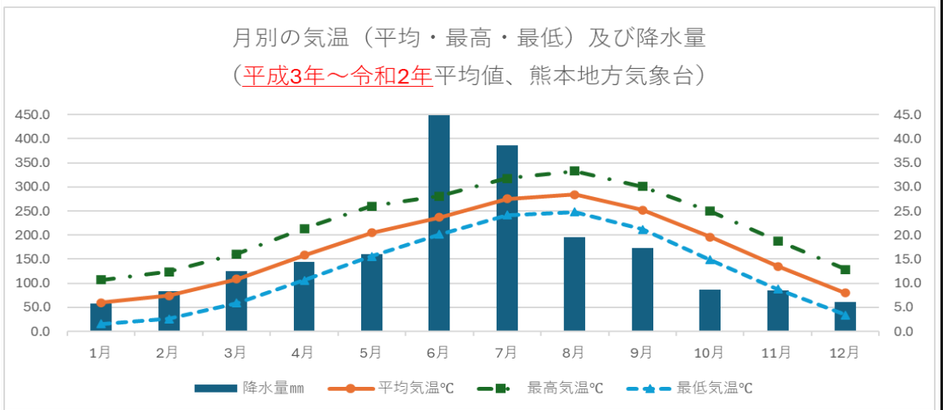 （平成3年～令和2年平均値、熊本地方気象台） 降水量㎜ 平均気温℃ 最高気温℃ 最低気温℃	図－２ 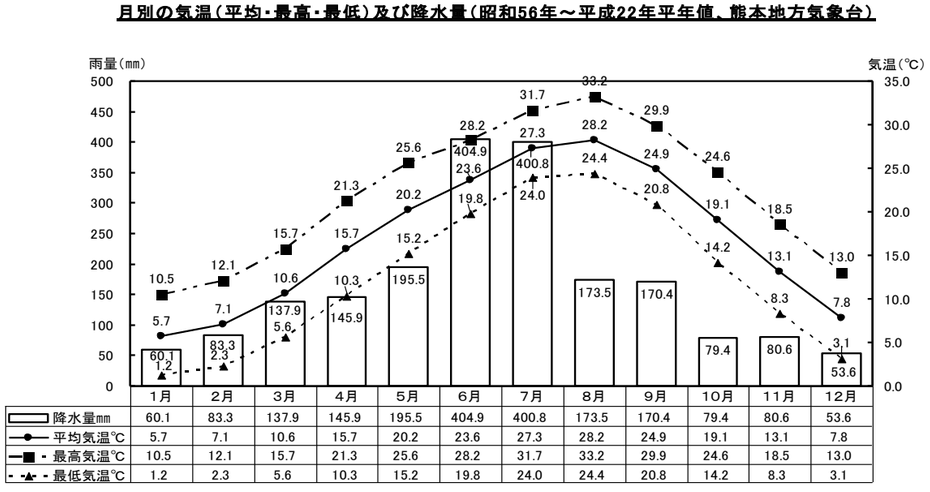 月別の気温（平均・最高・最低）及び降水量（昭和56年～平成22年平年値、熊本地方気象台）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量㎜	57.2	83.2	124.8	144.9	160.9	448.5	386.8	195.4	172.6	87.1	84.4	61.2
平均気温℃	6.0	7.4	10.9	15.8	20.5	23.7	27.5	28.4	25.2	19.6	13.5	8.0
最高気温℃	10.7	12.4	16.1	21.4	26.0	28.1	31.8	33.3	30.1	25.0	18.8	12.9
最低気温℃	1.6	2.6	5.9	10.6	15.6	20.2	24.2	24.8	21.2	14.9	8.8	3.4

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量㎜	60.1	83.3	137.9	145.9	195.5	404.9	400.8	173.5	170.4	79.4	80.6	53.6
平均気温℃	5.7	7.1	10.6	15.7	20.2	23.6	27.3	28.2	24.9	19.1	13.1	7.8
最高気温℃	10.5	12.1	15.7	21.3	25.6	28.2	31.7	33.2	29.9	24.6	18.5	13.0
最低気温℃	1.2	2.3	5.6	10.3	15.2	19.8	24.0	24.4	20.8	14.2	8.3	3.1

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P18～21 第１編第４章 表―１	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	表―１ 市町村別人口及び年齢構成（５歳階級別人口） 令和６年１０月１日現在　熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）	表―１ 市町村別人口及び年齢構成（５歳階級別人口） 令和４年１０月１日現在　熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）

新

市町村名	熊本県	熊本市	八代市	人吉市	荒尾市	水俣市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	上天草市	宇城市
総数	1,696,144	737,409	117,834	29,203	48,294	21,433	61,464	46,186	45,036	35,340	22,012	55,106
0～4歳	60,567	28,302	3,640	867	1,551	536	2,018	1,386	1,562	1,313	527	1,872
5～9	72,964	32,152	4,575	1,118	2,009	739	2,524	1,807	1,854	1,562	712	2,318
10～14	80,238	34,650	5,131	1,279	2,240	892	2,749	2,133	2,109	1,747	863	2,599
15～19	79,437	35,034	5,261	1,220	2,262	866	2,853	2,072	2,178	1,711	832	2,513
20～24	76,627	41,687	5,364	754	1,887	491	2,852	1,507	2,068	1,526	422	2,149
25～29	71,709	39,541	4,601	763	1,603	521	2,319	1,226	1,722	1,401	446	1,910
30～34	77,050	38,070	5,015	1,095	1,810	714	2,457	1,692	1,972	1,548	589	2,287
35～39	89,943	41,892	5,780	1,333	2,306	897	3,100	2,173	2,372	1,890	838	2,726
40～44	101,274	46,470	6,429	1,549	2,873	1,045	3,550	2,527	2,602	2,051	1,052	3,047
45～49	110,175	51,512	7,085	1,749	3,229	1,126	3,600	2,642	2,690	2,232	1,139	3,365
50～54	111,847	52,952	7,594	1,791	3,077	1,360	3,754	2,774	2,532	2,413	1,285	3,379
55～59	103,911	47,153	7,468	1,910	2,652	1,312	3,613	2,799	2,546	2,327	1,469	3,285
60～64	107,643	44,932	7,838	2,120	2,805	1,425	4,041	3,029	2,962	2,426	1,771	3,588
65～69	117,470	44,949	8,686	2,358	3,400	1,834	4,563	3,710	3,459	2,431	2,173	4,053
70～74	129,220	47,151	9,588	2,629	4,505	2,156	5,168	4,192	3,734	2,522	2,293	4,703
75～79	110,274	41,787	8,431	2,328	3,813	1,834	4,187	3,683	3,037	2,221	2,025	3,885
80～84	82,927	30,595	6,620	1,655	2,764	1,519	3,454	2,710	2,303	1,762	1,481	3,035
85～89	62,649	21,518	4,956	1,381	2,021	1,157	2,707	2,249	1,815	1,307	1,223	2,369
90～94	36,626	12,510	2,887	940	1,064	716	1,468	1,374	1,088	707	673	1,433
95～99	11,904	4,039	785	299	359	247	421	435	363	210	185	506
100歳以上	1,689	513	100	65	64	46	66	66	68	33	14	84

市町村名	阿蘇市	天草市	合志市	美里町	玉東町	南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	南小国町	小国町
総数	23,550	69,440	63,892	8,323	4,939	8,187	14,708	8,609	35,997	44,450	3,612	6,004
0～4歳	611	1,854	3,297	140	187	204	451	225	1,575	2,080	120	144
5～9	877	2,409	4,221	173	259	303	602	294	1,935	2,426	127	232
10～14	955	2,898	4,161	260	256	322	637	358	2,142	2,509	138	212
15～19	914	2,884	3,715	332	254	291	635	326	2,015	2,441	137	244
20～24	814	1,341	2,837	177	147	295	581	211	1,916	2,083	128	113
25～29	789	1,384	2,310	149	125	223	558	169	1,997	2,508	168	123
30～34	888	2,151	3,358	199	180	330	669	242	2,154	2,773	148	183
35～39	1,042	2,644	4,185	277	258	388	899	371	2,483	3,057	153	268
40～44	1,167	3,442	4,595	405	276	399	891	452	2,663	3,340	208	278
45～49	1,290	3,902	4,849	448	293	402	902	440	2,440	3,496	231	330
50～54	1,302	4,218	4,233	411	257	452	831	455	2,383	3,198	174	356
55～59	1,373	4,513	3,277	455	304	519	737	547	2,025	2,474	172	353
60～64	1,646	5,247	3,147	656	325	610	811	675	2,042	2,257	248	449
65～69	1,915	6,482	3,492	860	350	687	1,104	788	2,049	2,179	315	557
70～74	2,218	7,122	3,869	944	424	816	1,525	836	2,006	2,461	357	603
75～79	1,864	5,761	3,306	717	331	681	1,154	683	1,589	2,038	279	545
80～84	1,445	4,606	2,277	615	307	497	770	578	1,088	1,380	195	417
85～89	1,261	3,604	1,563	531	241	443	570	484	810	963	178	311
90～94	811	2,168	890	395	121	266	289	312	504	551	103	199
95～99	326	719	266	149	40	52	92	128	160	184	27	79
100歳以上	42	91	44	30	4	7	0	35	21	52	6	8

旧

市町村名	熊本県	熊本市	八代市	人吉市	荒尾市	水俣市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	上天草市	宇城市
総数	1,717,766	737,850	120,436	30,227	49,528	22,495	62,919	47,634	45,483	35,689	23,466	56,236
0～4歳	65,509	30,258	3,931	984	1,736	643	2,219	1,577	1,634	1,358	643	2,026
5～9	76,339	33,065	4,936	1,191	2,058	845	2,658	1,968	1,986	1,584	812	2,427
10～14	81,274	34,636	5,269	1,352	2,306	969	2,822	2,082	2,160	1,803	923	2,618
15～19	79,714	35,783	5,636	1,273	2,369	856	2,972	2,089	2,082	1,708	754	2,475
20～24	73,303	41,831	4,575	641	1,731	506	2,661	1,338	1,772	1,533	509	1,937
25～29	72,783	37,500	4,785	929	1,702	612	2,447	1,531	1,846	1,422	589	2,189
30～34	79,854	38,361	5,187	1,186	1,961	831	2,615	1,902	2,006	1,583	707	2,502
35～39	94,829	43,706	6,121	1,452	2,559	1,023	3,387	2,381	2,462	1,934	949	2,855
40～44	103,939	47,571	6,703	1,610	3,050	1,079	3,532	2,541	2,536	2,114	1,130	3,245
45～49	114,352	54,063	7,558	1,826	3,264	1,229	3,722	2,784	2,729	2,345	1,200	3,368
50～54	107,181	49,981	7,547	1,798	2,891	1,365	3,670	2,672	2,425	2,376	1,376	3,316
55～59	104,496	46,000	7,535	1,971	2,638	1,338	3,728	2,871	2,724	2,310	1,568	3,428
60～64	112,273	45,202	8,250	2,282	3,079	1,581	4,301	3,314	3,190	2,524	1,975	3,783
65～69	122,995	45,757	9,139	2,465	3,821	2,004	4,847	3,979	3,643	2,397	2,289	4,327
70～74	138,736	51,171	10,455	2,858	4,981	2,319	5,422	4,545	3,925	2,668	2,451	5,010
75～79	94,594	35,910	7,397	1,973	3,213	1,591	3,671	3,114	2,553	1,976	1,793	3,315
80～84	81,619	28,888	6,504	1,700	2,726	1,532	3,527	2,750	2,357	1,795	1,549	3,026
85～89	65,247	22,137	5,300	1,494	1,973	1,237	2,750	2,358	1,938	1,291	1,328	2,507
90～94	35,658	11,824	2,748	906	1,054	670	1,454	1,301	1,051	707	705	1,371
95～99	11,225	3,649	765	270	345	208	442	466	400	217	180	445
100歳以上	1,846	557	95	66	71	57	72	71	64	44	36	66

市町村名	阿蘇市	天草市	合志市	美里町	玉東町	南関町	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	南小国町	小国町
総数	24,178	72,696	63,037	8,801	5,030	8,544	14,926	8,992	35,840	44,243	3,644	6,368
0～4歳	717	2,094	3,447	134	194	257	518	246	1,744	2,354	118	206
5～9	938	2,677	4,204	223	267	298	635	350	2,038	2,481	132	229
10～14	988	3,050	4,080	306	255	335	629	342	2,135	2,621	143	221
15～19	895	2,943	3,510	307	245	311	649	309	1,887	2,311	127	252
20～24	748	1,087	2,477	175	126	259	524	210	1,730	2,042	91	107
25～29	887	1,867	2,538	183	142	308	593	214	2,036	2,530	163	173
30～34	918	2,309	3,456	221	223	339	719	301	2,271	2,805	128	218
35～39	1,123	3,022	4,240	341	244	422	913	402	2,586	3,112	172	284
40～44	1,215	3,600	4,700	431	284	406	903	440	2,594	3,438	215	295
45～49	1,296	4,190	4,678	440	279	426	890	452	2,481	3,550	191	348
50～54	1,313	4,286	3,743	386	286	455	781	478	2,217	2,921	186	353
55～59	1,371	4,727	3,258	537	307	566	741	566	2,071	2,355	192	395
60～64	1,783	5,768	3,296	742	321	656	907	728	2,021	2,226	289	493
65～69	2,042	6,908	3,611	882	398	752	1,308	843	2,035	2,269	338	620
70～74	2,392	7,447	4,248	1,037	443	864	1,556	879	2,077	2,578	390	703
75～79	1,596	5,025	2,724	601	308	562	959	606	1,315	1,736	215	415
80～84	1,510	4,629	2,150	661	323	553	738	601	1,072	1,283	193	423
85～89	1,308	3,927	1,576	588	223	471	570	554	846	929	217	328
90～94	817	2,289	783	437	125	242	288	322	503	502	102	227
95～99	276	723	264	140	34	60	100	114	164	162	41	68
100歳以上	45	128	54	29	3	2	5	35	17	38	1	10

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所

新

市町村名	産山村	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	氷川町	芦北町	津奈木町
総数	1,297	5,421	6,731	9,503	16,621	10,032	33,261	9,625	12,041	10,224	13,956	3,919
0～4歳	40	135	233	264	677	541	1,614	259	232	251	296	100
5～9	40	162	311	295	833	739	1,772	401	335	301	412	123
10～14	50	244	343	383	859	618	1,884	485	434	450	577	169
15～19	57	216	353	384	765	473	1,749	420	405	464	562	158
20～24	26	129	278	256	615	368	1,286	319	175	331	232	84
25～29	43	143	256	226	647	413	1,305	255	188	245	247	69
30～34	55	190	286	288	689	597	1,534	338	278	315	361	108
35～39	48	227	346	348	902	672	1,945	387	358	407	546	163
40～44	55	225	427	434	989	743	2,080	541	473	526	689	184
45～49	64	257	453	545	1,009	692	2,175	521	542	631	672	196
50～54	66	273	417	563	924	586	2,089	545	528	631	753	245
55～59	90	297	396	541	939	536	1,783	546	669	605	849	241
60～64	93	420	445	679	1,023	507	1,871	636	908	754	1,089	280
65～69	110	548	539	904	1,208	534	2,163	742	1,248	832	1,329	386
70～74	128	562	563	1,007	1,459	585	2,496	888	1,500	1,017	1,551	410
75～79	100	482	402	844	1,169	483	2,032	796	1,144	860	1,242	298
80～84	70	361	278	622	882	364	1,496	601	952	617	1,074	273
85～89	87	310	225	496	598	329	1,128	468	876	545	853	230
90～94	51	169	130	303	341	178	596	338	574	328	464	147
95～99	19	64	50	109	85	63	229	117	194	107	149	55
100歳以上	5	7	0	12	8	11	34	22	28	7	9	0

市町村名	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	苓北町
総数	9,787	8,188	3,334	1,842	3,779	817	3,004	1,693	13,677	6,364
0～4歳	381	173	93	48	97	14	104	38	396	119
5～9	460	267	95	68	134	23	144	53	568	200
10～14	529	388	154	79	159	18	184	67	673	251
15～19	464	366	125	95	156	32	196	67	679	261
20～24	342	164	47	25	73	9	43	10	315	150
25～29	312	154	68	28	64	13	41	16	302	118
30～34	363	178	100	43	114	24	94	16	414	141
35～39	539	317	123	55	127	38	143	63	649	208
40～44	547	369	138	78	186	37	176	74	719	273
45～49	604	470	163	98	215	32	176	91	803	374
50～54	585	467	193	97	205	39	162	96	813	389
55～59	563	504	235	105	213	50	153	88	819	406
60～64	660	607	264	158	299	69	222	171	954	484
65～69	755	693	303	159	357	78	257	207	1,126	598
70～74	884	887	328	181	373	90	297	236	1,315	641
75～79	688	704	297	152	343	81	206	165	1,057	550
80～84	475	581	260	116	262	77	159	130	799	405
85～89	357	502	211	148	232	55	156	89	671	421
90～94	207	290	98	68	106	28	66	16	420	239
95～99	63	97	36	33	53	10	21	0	162	117
100歳以上	9	10	3	8	11	0	4	0	23	19

旧

市町村名	産山村	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	氷川町	芦北町	津奈木町
総数	1,345	5,610	6,572	9,614	16,408	9,826	32,799	9,971	12,735	10,672	14,823	4,123
0～4歳	34	152	243	248	663	597	1,531	333	290	276	355	117
5～9	53	201	312	327	829	682	1,837	425	391	357	488	150
10～14	60	225	367	387	828	548	1,856	504	459	489	634	163
15～19	49	189	326	341	698	417	1,646	379	351	470	514	159
20～24	27	122	231	190	573	386	1,187	294	144	284	224	66
25～29	41	163	204	248	590	460	1,244	321	250	278	327	99
30～34	44	208	283	306	748	554	1,533	357	352	384	444	123
35～39	61	235	364	362	866	669	2,017	463	391	434	645	174
40～44	63	243	403	443	987	708	2,059	543	492	607	699	196
45～49	67	270	450	582	989	660	2,225	530	571	651	704	195
50～54	73	280	393	543	880	557	1,867	548	550	616	785	261
55～59	101	342	411	567	957	512	1,795	557	753	680	941	266
60～64	98	478	452	775	1,061	517	1,934	674	1,060	785	1,187	347
65～69	106	562	575	963	1,331	558	2,314	803	1,390	911	1,494	398
70～74	142	614	557	1,067	1,531	599	2,593	1,000	1,546	1,104	1,574	380
75～79	85	371	328	718	987	432	1,745	671	981	698	1,126	284
80～84	79	407	268	617	836	375	1,446	591	1,025	672	1,111	284
85～89	92	324	226	532	617	341	1,109	513	928	560	927	259
90～94	53	155	133	288	330	179	629	322	577	307	465	157
95～99	16	62	45	97	92	59	193	114	201	102	154	42
100歳以上	1	7	1	13	15	16	39	29	33	7	25	3

市町村名	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	苓北町
総数	10,027	8,701	3,494	1,945	3,906	880	3,131	2,018	14,203	6,701
0～4歳	407	225	81	56	104	21	111	46	436	145
5～9	525	315	130	73	141	19	167	60	615	240
10～14	534	413	154	102	174	25	205	83	753	266
15～19	488	365	125	78	159	26	172	86	648	285
20～24	249	161	40	32	62	7	36	15	253	110
25～29	330	197	86	29	84	20	66	34	392	134
30～34	422	247	111	45	116	32	91	34	506	165
35～39	567	358	137	69	148	39	170	81	662	227
40～44	595	401	144	100	206	33	191	85	785	324
45～49	609	513	173	88	218	37	183	123	813	392
50～54	560	460	204	105	198	38	162	70	823	386
55～59	603	543	251	125	253	67	155	131	843	446
60～64	706	643	265	160	320	78	255	200	1,035	532
65～69	820	799	306	171	348	72	258	243	1,240	659
70～74	924	919	395	197	441	107	316	264	1,373	674
75～79	587	632	250	126	290	82	165	152	873	443
80～84	457	596	259	147	269	80	157	142	851	460
85～89	387	542	213	143	212	60	173	123	688	428
90～94	195	269	130	63	125	31	69	43	448	262
95～99	49	94	35	32	28	5	27	3	136	106
100歳以上	13	9	5	4	10	1	2	0	30	17

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P22 第１編第４章 図－３	第１編　総論 第４章　県の地理的、社会的特徴	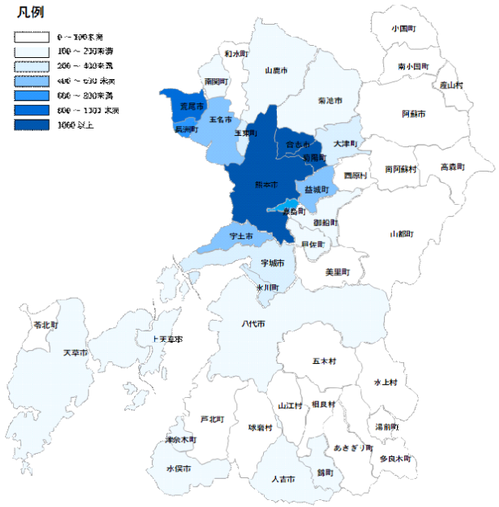	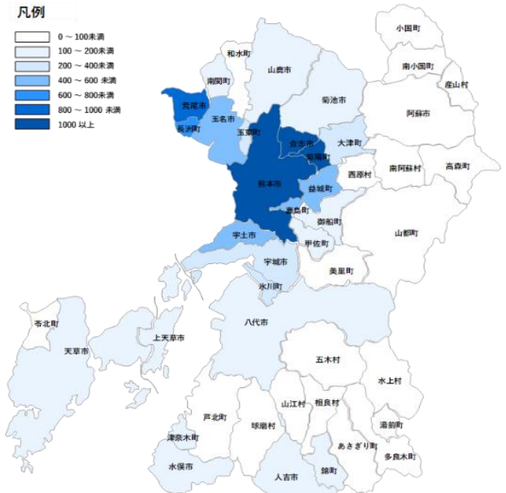

市町村名	面積（㎢）	人口（人）	人口密度（人/㎢）
県　計	**7,409.13**	**1,696,144**	**228.93**
熊本市	390.44	737,409	1,888.66
八代市	681.30	117,834	172.95
人吉市	210.55	29,203	138.70
荒尾市	57.37	48,294	841.80
水俣市	163.29	21,433	131.26
玉名市	152.33	61,464	403.49
山鹿市	299.69	46,186	154.11
菊池市	276.85	45,036	162.67
宇土市	74.3	35,340	475.64
上天草市	126.67	22,012	173.77
宇城市	188.55	55,106	292.26
阿蘇市	376.3	23,550	62.58
天草市	683.82	69,440	101.55
合志市	53.19	63,892	1,201.20
美里町	144.0	8,323	57.80
玉東町	24.33	4,939	203.00
南関町	69.18	8,187	118.34
長洲町	19.44	14,708	756.58
和水町	98.78	8,609	87.15
大津町	99.1	35,997	363.24
菊陽町	37.46	44,450	1,186.60
南小国町	115.9	3,612	31.16
小国町	136.94	6,004	43.84

市町村名	面積（㎢）	人口（人）	人口密度（人/㎢）
産山村	60.81	1,297	21.33
高森町	175.06	5,421	30.97
西原村	77.22	6,731	87.17
南阿蘇村	137.32	9,503	69.20
御船町	99.03	16,621	167.84
嘉島町	16.65	10,032	602.52
益城町	65.68	33,261	506.41
甲佐町	57.93	9,625	166.15
山都町	544.67	12,041	22.11
氷川町	33.31	10,224	306.93
芦北町	234.01	13,956	59.64
津奈木町	34.08	3,919	114.99
錦町	85.04	9,787	115.09
多良木町	165.86	8,188	49.37
湯前町	48.37	3,334	68.93
水上村	190.96	1,842	9.65
相良村	94.54	3,779	39.97
五木村	252.92	817	3.23
山江村	121.19	3,004	24.79
球磨村	207.58	1,693	8.16
あさぎり町	159.56	13,677	85.72
苓北町	67.58	6,364	94.17

市町村面積：令和7年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）　人口：令和6年10月1日現在　熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）

市町村名	面積（㎢）	人口（人）	人口密度（人/㎢）
県　計	**7,409.18**	**1,717,766**	**231.84**
熊本市	390.32	737,850	1,890.37
八代市	681.29	120,436	176.78
人吉市	210.55	30,227	143.56
荒尾市	57.37	49,528	863.31
水俣市	163.29	22,495	137.76
玉名市	152.6	62,919	412.31
山鹿市	299.69	47,634	158.94
菊池市	276.85	45,483	164.29
宇土市	74.3	35,689	480.34
上天草市	126.67	23,466	185.25
宇城市	188.67	56,236	298.07
阿蘇市	376.3	24,178	64.25
天草市	683.82	72,696	106.31
合志市	53.19	63,037	1,185.13
美里町	144.0	8,801	61.12
玉東町	24.33	5,030	206.74
南関町	68.92	8,544	123.97
長洲町	19.44	14,926	767.80
和水町	98.78	8,992	91.03
大津町	99.1	35,840	361.65
菊陽町	37.46	44,243	1,181.07
南小国町	115.9	3,644	31.44
小国町	136.94	6,368	46.50

市町村名	面積（㎢）	人口（人）	人口密度（人/㎢）
産山村	60.81	1,345	22.12
高森町	175.06	5,610	32.05
西原村	77.22	6,572	85.11
南阿蘇村	137.32	9,614	70.01
御船町	99.03	16,408	165.69
嘉島町	16.65	9,826	590.15
益城町	65.68	32,799	499.38
甲佐町	57.93	9,971	172.12
山都町	544.67	12,735	23.38
氷川町	33.36	10,672	319.90
芦北町	234.01	14,823	63.34
津奈木町	34.08	4,123	120.98
錦町	85.04	10,027	117.91
多良木町	165.86	8,701	52.46
湯前町	48.37	3,494	72.23
水上村	190.96	1,945	10.19
相良村	94.54	3,906	41.32
五木村	252.92	880	3.48
山江村	121.19	3,131	25.84
球磨村	207.58	2,018	9.72
あさぎり町	159.56	14,203	89.01
苓北町	67.58	6,701	99.16

市町村面積：令和4年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）　人口：令和4年10月1日現在　熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所

P30～31
第２編第１章第１　１

第２編　平素からの備えや予防
第１章　組織・体制の整備等
第１　県における組織・体制の整備

新

【県の各部局における平素の主な業務】

部　局　名	平　素　の　業　務
知 事 公 室	①県国民保護計画作成に関する事項 ②市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画に関する事項 ③県国民保護協議会の設置及び運営に関する事項 ④各部課（所）、各省庁、関係機関との連絡調整に関する事項 ⑤国民保護に関する自衛隊、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制の整備に関する事項 ⑥避難施設の指定に関する事項 ⑦特殊標章等（赤十字標章等を除く）の交付及び使用許可に関する事項 ⑧国民保護に係る訓練に関する事項 ⑨国民保護の普及啓発に関する事項 ⑩国民保護に関する相互応援協定に関する事項 ⑪生活関連等施設の安全確保に関する事項 ⑫自主防災組織の結成促進に関する事項 ⑬防災行政無線の整備に関する事項 ⑭避難行動要支援者の市町村の避難誘導体制への支援に関する事項 ⑮危険物質等（危険物、火薬類、高圧ガス）の武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 ⑯国民保護措置に係る外事に関する事項
総　務　部	①職員の動員、派遣要請等に関する事項 ②予算措置に関する事項 ③県議会に関する事項

旧

【県の各部局における平素の主な業務】

部　局　名	平　素　の　業　務
知 事 公 室	①県国民保護計画作成に関する事項 ②市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画に関する事項 ③県国民保護協議会の設置及び運営に関する事項 ④各部課（所）、各省庁、関係機関との連絡調整に関する事項 ⑤国民保護に関する自衛隊、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制の整備に関する事項 ⑥避難施設の指定に関する事項 ⑦特殊標章等（赤十字標章等を除く）の交付及び使用許可に関する事項 ⑧国民保護に係る訓練に関する事項 ⑨国民保護の普及啓発に関する事項 ⑩国民保護に関する相互応援協定に関する事項 ⑪生活関連等施設の安全確保に関する事項 ⑫自主防災組織の結成促進に関する事項 ⑬防災行政無線の整備に関する事項 ⑭避難行動要支援者の市町村の避難誘導体制への支援に関する事項 ⑮国民保護措置に係る外事に関する事項
総　務　部	①危険物質等（危険物、火薬類、高圧ガス）の武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 ⑮国民保護措置に係る外事に関する事項 ⑮国民保護措置に係る外事に関する事項 ⑮国民保護措置に係る外事に関する事項

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新		旧	
		企画振興部	①避難住民等の輸送能力の把握に関する事項（鉄道、バス、航空機、船舶）	企画振興部	①避難住民等の輸送能力の把握に関する事項（鉄道、バス、航空機、船舶）
		健康福祉部	①救援物資の備蓄に関する事項 ②日本赤十字社熊本県支部との連絡に関する事項 ③救援物資の受入、仕分け、避難者への配送等の体制整備に関する事項 ④災害ボランティア（一般ボランティア）の支援に係る総合調整に関する事項 ⑤医療救護体制の整備に関する事項 ⑥赤十字標章等の交付及び使用許可に関する事項 ⑦医薬品、衛生材料の備蓄に関する事項 ⑧危険物質等（毒物、劇物及び毒薬、劇薬）に係る武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 ⑨死体の処理及び埋葬・火葬に関する事項	健康福祉部	①救援物資の備蓄に関する事項 ②日本赤十字社熊本県支部との連絡に関する事項 ③救援物資の受入、仕分け、避難者への配送等の体制整備に関する事項 ④災害ボランティア（一般ボランティア）の支援に係る総合調整に関する事項 ⑤医療救護体制の整備に関する事項 ⑥赤十字標章等の交付及び使用許可に関する事項 ⑦医薬品、衛生材料の備蓄に関する事項 ⑧危険物質等（毒物、劇物及び毒薬、劇薬）に係る武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 ⑨死体の処理及び埋葬・火葬に関する事項
		環境生活部	①救援に係る食料及び生活必需品の確保（生活協同組合からの調達）に関する事項 ②応急給水に関する事項	環境生活部	①救援に係る食料及び生活必需品の確保（生活協同組合からの調達）に関する事項 ②応急給水に関する事項
		商工労働部	①救援に係る食料及び生活必需品の確保（小売業者からの調達）に関する事項	商工労働部	①救援に係る食料及び生活必需品の確保（小売業者からの調達）に関する事項
		観光文化部	①　観光・文化関連施設に関する事項	観光戦略部	①国民保護措置に係る外事に関する事項
		農林水産部	①救援に係る食料（米穀・乾パン・乾燥米飯）の確保及び調達に関する事項 ②救援に係る食料（野菜・果実・果汁）の確保及び調達に関する事項 ③救援に係る食料（食肉・卵・牛乳）の確保及び調達に関する事項 ④危険物質等（毒薬・劇物（動物用医薬品に限る））に係る武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 ⑤生活関連等施設（農業用ダム）の安全確保に関する事項 ⑥救援に係る資機材の確保及び調達に関する事項	農林水産部	①救援に係る食料（米穀・乾パン・乾燥米飯）の確保及び調達に関する事項 ②救援に係る食料（野菜・果実・果汁）の確保及び調達に関する事項 ③救援に係る食料（食肉・卵・牛乳）の確保及び調達に関する事項 ④危険物質等（毒薬・劇物（動物用医薬品に限る））に係る武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 ⑤生活関連等施設（農業用ダム）の安全確保に関する事項 ⑥救援に係る資機材の確保及び調達に関する事項
		土　木　部	①生活関連等施設（ダム）の安全確保に関する事項 ②生活関連等施設（県管理の重要港湾の水域施設又は係留施設、空港施設）の安全確保に関する事項	土　木　部	①生活関連等施設（ダム）の安全確保に関する事項 ②生活関連等施設（県管理の重要港湾の水域施設又は係留施設、空港施設）の安全確保に関する事項
		企　業　局	①企業局が管理する生活関連等施設（ダム、危険物質等取扱所）の安全確保に関する事項	企　業　局	①企業局が管理する生活関連等施設（ダム、危険物質等取扱所）の安全確保に関する事項

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P35 第2編第1章 第1の5【新設】	第２編　平素からの備えや予防 第１章　組織・体制の整備等 第１　県における組織・体制の整備	第２編　平素からの備えや予防 第１章　組織・体制の整備等 第１　県における組織・体制の整備 １～４　（略） ５　**保健**医療**福祉**提供体制の確保 県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。	第２編　平素からの備えや予防 第１章　組織・体制の整備等 第１　県における組織・体制の整備 １～４　（略） （新設）
P50 第2編第1章 第5の2(3)⑦ 【新設】	第２編　平素からの備えや予防 第１章　組織・体制の整備等 第５　研修及び訓練 ２　訓練	第２編　平素からの備えや予防 第１章　組織・体制の整備等 第５　研修及び訓練 ２　訓練 (3) 訓練に当たっての留意事項 ①～⑥　（略） ⑦　県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。	第２編　平素からの備えや予防 第１章　組織・体制の整備等 第５　研修及び訓練 ２　訓練 (3) 訓練に当たっての留意事項 ①～⑥　（略） （新設）
P53 第２編第２章　４(3)	第２編　平素からの備えや予防 第２章 避難及び救援に関する平素からの備え	(3) 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。	(3) 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。
P53 第2編第2章 5(1) 第１段落	第２編　平素からの備えや予防 第２章　避難及び救援に関する平素からの備え ５　避難施設の指定	第２編　平素からの備えや予防 第２章　避難及び救援に関する平素からの備え ５　避難施設の指定 (1)　避難施設の指定の考え方 県は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ避難施設の指定を行う。	第２編　平素からの備えや予防 第２章　避難及び救援に関する平素からの備え ５　避難施設の指定 (1)　避難施設の指定の考え方 県は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ避難施設の指定を行う。

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P65 第３編第１章 １(1)⑥	第３編　武力攻撃事態等への対処 第１章　初動体制の迅速な確立及び初動措置	⑥　県連絡本部の組織図は以下のとおりとする。 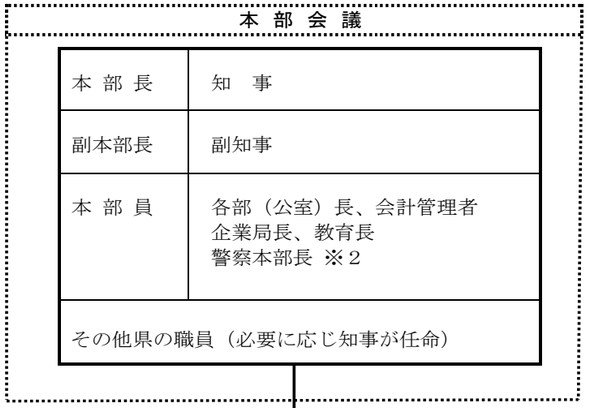 注１）本部長の代理者は、熊本県知事の職務代理者に関する規則で定める順序によるものとする。 注２）警察本部長にあっては、状況により代行の者が出席するものとする。 また、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。 注３）県警察は、必要に応じ本部室に要員を派遣し、県との連絡調整に当たらせるものとする。	⑥　県連絡本部の組織図は以下のとおりとする。 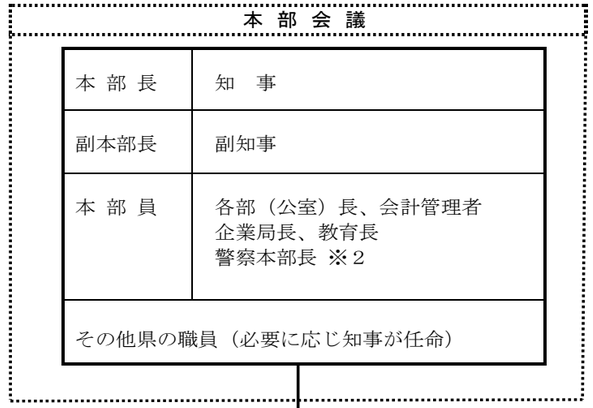 注１）本部長の代理者は、熊本県知事の職務代理者に関する規則で定める順序によるものとする。 注２）警察本部長にあっては、状況により代行の者が出席するものとする。 また、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。 注３）県警察は、必要に応じ本部室に要員を派遣し、県との連絡調整に当たらせるものとする。

熊本県国民保護計画新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">修正箇所</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>P66
第３編第１章
１(1)⑥
別表</td><td>第３編　武力攻撃事態等への対処
第１章　初動体制の迅速な確立及び初動措置</td><td>別表　本部室における各班の事務
<table><tr><th>班</th><th>分　掌　事　務</th></tr><tr><td>統　括　班
（危機管理課）
（防災推進課）
（消防保安課）</td><td>１．国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項
２．関係機関への連絡員の派遣に関する事項
３．県連絡本部の設置及び運営に関する事項
４．情報の収集及び分析に関する事項
５．各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項
６．その他県連絡本部長の指示する事項
７．警報の通知に関する事項
８．緊急通報の発令に関する事項
９．退避の指示に関する事項
10．警戒区域の設定に関する事項</td></tr><tr><td>広　報　班
（広報課）</td><td>１．広報に関する事項
２．報道機関との連絡調整に関する事項</td></tr><tr><td>情　報　班
（市町村課）</td><td>１．市町村の被災情報の収集に関する事項
２．退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項</td></tr><tr><td>救　援　班
（健康福祉政策課）</td><td>１．救援に関する情報収集に関する事項</td></tr><tr><td>道　路　班
（道路保全課）</td><td>１．道路状況の把握に関する事項
２．退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項</td></tr></table></td><td>別表　本部室における各班の事務
<table><tr><th>班</th><th>分　掌　事　務</th></tr><tr><td>統　括　班
（危機管理防災課）
（消防保安課）</td><td>１．国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項
２．関係機関への連絡員の派遣に関する事項
３．県連絡本部の設置及び運営に関する事項
４．情報の収集及び分析に関する事項
５．各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項
６．その他県連絡本部長の指示する事項
７．警報の通知に関する事項
８．緊急通報の発令に関する事項
９．退避の指示に関する事項
10．警戒区域の設定に関する事項</td></tr><tr><td>広　報　班
（広報グループ）</td><td>１．広報に関する事項
２．報道機関との連絡調整に関する事項</td></tr><tr><td>情　報　班
（市町村課）</td><td>１．市町村の被災情報の収集に関する事項
２．退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項</td></tr><tr><td>救　援　班
（健康福祉政策課）</td><td>１．救援に関する情報収集に関する事項</td></tr><tr><td>道　路　班
（道路保全課）</td><td>１．道路状況の把握に関する事項
２．退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P70
第３編第２章
１(3)⑤</td><td>第３編　武力攻撃事態等への対処
第２章　県対策本部の設置等</td><td>⑤　県対策本部長は、必要があると認めるときは、県対策本部に次に掲げる部を置く。
知事公室対策部、総務対策部、企画振興対策部、健康福祉対策部、環境生活対策部、商工労働対策部、観光文化対策部、農林水産対策部、土木対策部、出納対策部、企業対策部、教育対策部</td><td>⑤　県対策本部長は、必要があると認めるときは、県対策本部に次に掲げる部を置く。
知事公室対策部、総務対策部、企画振興対策部、健康福祉対策部、環境生活対策部、商工労働対策部、観光戦略対策部、農林水産対策部、土木対策部、出納対策部、企業対策部、教育対策部</td></tr>
</table>

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P72 第３編第２章 １(3)⑪	第３編　武力攻撃事態等への対処 第２章　県対策本部の設置等	⑪　県対策本部の組織図は以下のとおりとする。 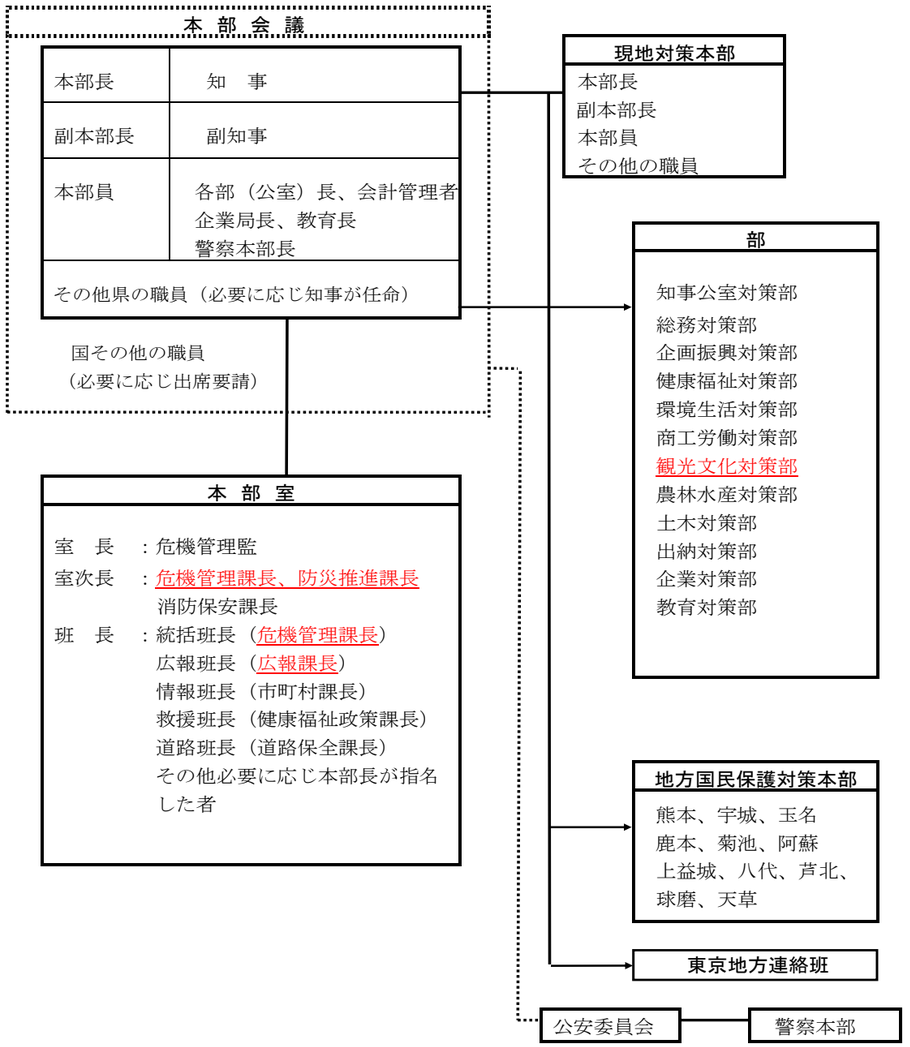 注１）本部長の代理者は、熊本県知事の職務代理者に関する規則で定める順序によるものとする。 注２）県警察は、必要に応じ本部室に要員を派遣し、県との連絡調整に当たらせるものとする。	⑪　県対策本部の組織図は以下のとおりとする。 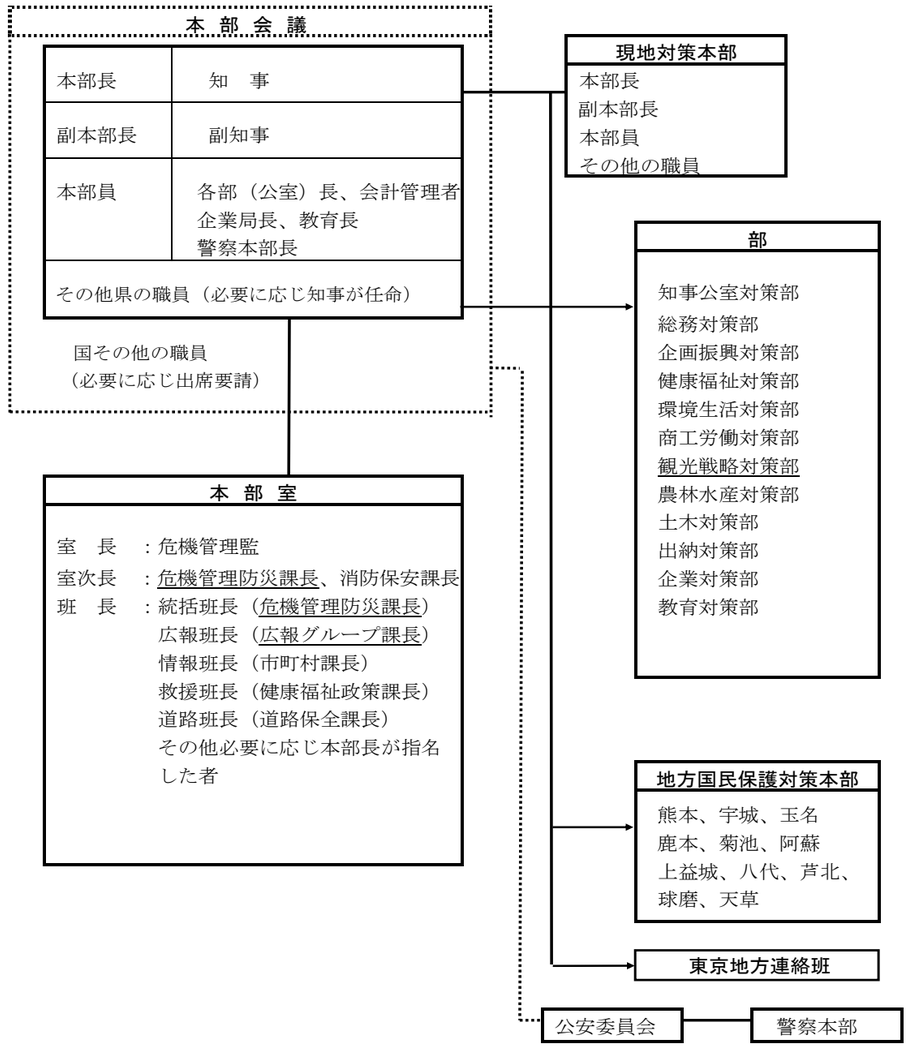 注１）本部長の代理者は、熊本県知事の職務代理者に関する規則で定める順序によるものとする。 注２）県警察は、必要に応じ本部室に要員を派遣し、県との連絡調整に当たらせるものとする。

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所

P73～75
第３編第２章
１(3)⑪
別表1

第３編　武力攻撃事態等への対処
第２章　県対策本部の設置等

新

部	主　な　事　務
知事公室対策部	1　県対策本部長及び県対策副本部長の現地視察に関する事項 2　災害調査団に関する事項 3　災害見舞者の応接に関する事項 4　国民保護に係る広報に関する事項 5　国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項 6　国民保護措置の総合調整に関する事項 7　国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 8　県対策本部の設置及び運営に関する事項 9　自衛隊への国民保護等派遣要請に関する事項 10　被災情報及び安否情報の収集、取りまとめ及び報告等に関する事項 11　警報の通知に関する事項 12　避難の指示及び県が行う避難誘導に関する事項 13　退避の指示に関する事項 14　警戒区域の設定に関する事項 15　特殊標章等（赤十字標章等を除く）の交付及び使用許可に関する事項 16　生活関連施設等の安全確保に関する事項 17　武力攻撃災害への対処に関する応急公用負担に関する事項 18　復旧体制の確立に関する事項 19　防災行政無線設備の運営管理に関する事項 20　非常通信に関する事項 21　危険物質等（危険物、火薬類、高圧ガス）の武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 22　消防活動に関する事項 23　外事に関する事項
総務対策部	1　職員の動員、派遣要請等に関する事項 2　県立大学、私立学校の国民保護措置に関する事項 3　予算措置に関する事項 4　県議会に関する事項 5　県有財産の応急対策に関する事項 6　県税の減免等に関する事項
企画振興対策部	1　他部課（所）との連絡調整の支援に関する事項 2　輸送手段の確保に関する事項

旧

部	主　な　事　務
知事公室対策部	1　県対策本部長及び県対策副本部長の現地視察に関する事項 2　災害調査団に関する事項 3　災害見舞者の応接に関する事項 4　国民保護に係る広報に関する事項 5　国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項 6　国民保護措置の総合調整に関する事項 7　国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 8　県対策本部の設置及び運営に関する事項 9　自衛隊への国民保護等派遣要請に関する事項 10　被災情報及び安否情報の収集、取りまとめ及び報告等に関する事項 11　警報の通知に関する事項 12　避難の指示及び県が行う避難誘導に関する事項 13　退避の指示に関する事項 14　警戒区域の設定に関する事項 15　特殊標章等（赤十字標章等を除く）の交付及び使用許可に関する事項 16　生活関連施設等の安全確保に関する事項 17　武力攻撃災害への対処に関する応急公用負担に関する事項 18　復旧体制の確立に関する事項 19　防災行政無線設備の運営管理に関する事項 20　非常通信に関する事項 21　外事に関する事項
総務対策部	1　危険物質等（危険物、火薬類、高圧ガス）の武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 2　消防活動に関する事項 3　職員の動員、派遣要請等に関する事項 4　県立大学、私立学校の国民保護措置に関する事項 5　予算措置に関する事項 6　県議会に関する事項 7　県有財産の応急対策に関する留事項 8　県税の減免等に関する事項
企画振興対策部	1　他部課（所）との連絡調整の支援に関する事項

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新		旧	
		健康福祉対策部	1　救援の実施決定及び取りまとめに関する事項 2　救援の実施のうち以下に関する事項 ア　避難所運営支援 イ　被服、寝具の供与又は貸与 ウ　応急仮設住宅の供与 エ　その他（物資の売り渡しの要請、土地等の使用、公用令書の交付等） 3　義援金の受付配分に関する事項 4　救援物資の受入、仕分け、避難者への配送に関する事項 5　防疫に関する事項 6　生物剤、化学剤攻撃における原因物質の特定に関する事項 7　災害ボランティア（一般ボランティア）の支援に係る総合調整に関する事項 8　医療救護に関する事項 9　医療関係者の動員及び指示に関する事項（医療ボランティアとの連携を含む） 10　赤十字標章等の交付及び使用許可に関する事項 11　保健、栄養指導に関する事項 12　医薬品、衛生材料の調達及び供給に関する事項 13　危険物質等（毒物、劇物及び毒薬、劇薬）に係る武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 14　死体の処理及び埋葬・火葬に関する事項	健康福祉対策部	1　救援の実施決定及び取りまとめに関する事項 2　救援の実施のうち以下に関する事項 ア　被服、寝具の供与又は貸与 イ　その他（物資の売り渡しの要請、土地等の使用、公用令書の交付等） 3　義援金の受付配分に関する事項 4　救援物資の受入、仕分け、避難者への配送に関する事項 5　防疫に関する事項 6　生物剤、化学剤攻撃における原因物質の特定に関する事項 7　災害ボランティア（一般ボランティア）の支援に係る総合調整に関する事項 8　医療救護に関する事項 9　医療関係者の動員及び指示に関する事項（医療ボランティアとの連携を含む） 10　赤十字標章等の交付及び使用許可に関する事項 11　保健、栄養指導に関する事項 12　医薬品、衛生材料の調達及び供給に関する事項 13　危険物質等（毒物、劇物及び毒薬、劇薬）に係る武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 14　死体の処理及び埋葬・火葬に関する事項 15　食品衛生に関する事項
		環境生活対策部	1　救援に係る食料及び生活必需品の確保（生活協同組合からの調達）に関する事項 2　廃棄物処理に関する事項 3　応急給水に関する事項	環境生活対策部	1　救援に係る食料及び生活必需品の確保（生活協同組合からの調達）に関する事項 2　廃棄物処理に関する事項 3　応急給水に関する事項
		商工労働対策部	1　救援に係る食料及び生活必需品の確保（小売業者からの調達）に関する事項	商工労働対策部	1　救援に係る食料及び生活必需品の確保（小売業者からの調達）に関する事項
		観光文化対策部	1　観光・文化関連施設の応急復旧に関する事項	観光戦略対策部	1　外事に関する事項

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新		旧	
		農林水産対策部	1　救援に係る食品の確保及び調達（国、農業協同組合からの調達）に関する事項 2　危険物質等（毒薬・劇薬（動物用薬品に限る））に係る武力攻撃災害の発生防止に関する事項 3　生活関連施設等（農業用ダム）の安全確保に関する事項 4　被災農家、林家、水産業者、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等に対する融資に関する事項 5　救援に係る薪炭、木材の調達に関する事項 6　漁港施設の応急復旧及び障害物の除去に関する事項 7　避難及び緊急輸送等に使用する舟（漁船）の調達及び供給に関する事項	農林水産対策部	1　救援に係る食品の確保及び調達（国、農業協同組合からの調達）に関する事項 2　危険物質等（毒薬・劇薬（動物用薬品に限る））に係る武力攻撃災害の発生防止に関する事項 3　生活関連施設等（農業用ダム）の安全確保に関する事項 4　被災農家、林家、水産業者、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等に対する融資に関する事項 5　救援に係る薪炭、木材の調達に関する事項 6　漁港施設の応急復旧及び障害物の除去に関する事項 7　避難及び緊急輸送等に使用する舟（漁船）の調達及び供給に関する事項
		土木対策部	1　避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 2　避難住民輸送のための港湾、空港の使用に関する事項 3　生活関連等施設（ダム、港湾、空港）の安全確保に関する事項 4　道路、橋梁、河川構造物、港湾、空港の応急復旧に関する事項 5　道路、河川、港湾の障害物の除去に関する事項 6　土木建設用機械、災害建築資材の調達等に関する事項 7　被災建物応急危険度判定（ボランティアとの連携を含む）に関する事項 8　応急仮設住宅の供与（建設）に関する事項 9　公営住宅の供与に関する事項	土木対策部	1　避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 2　避難住民輸送のための港湾、空港の使用に関する事項 3　生活関連等施設（ダム、港湾、空港）の安全確保に関する事項 4　道路、橋梁、河川構造物、港湾、空港の応急復旧に関する事項 5　道路、河川、港湾の障害物の除去に関する事項 6　土木建設用機械、災害建築資材の調達等に関する事項 7　被災建物応急危険度判定（ボランティアとの連携を含む）に関する事項 8　応急仮設住宅の供与（建設）に関する事項 9　公営住宅の供与に関する事項
		出納対策部	1　義えん金等の出納保管に関する事項 2　応急対策必需品の購入及び出納に関する事項	出納対策部	1　義えん金等の出納保管に関する事項 2　応急対策必需品の購入及び出納に関する事項
		企業対策部	1　企業局が管理する生活関連等施設（ダム、危険物取扱所）の安全確保及び応急復旧に関する事項	企業対策部	1　企業局が管理する生活関連等施設（ダム、危険物取扱所）の安全確保及び応急復旧に関する事項
		教育対策部	1　学校職員及び児童、生徒の保健管理並びに安全管理に関する事項 2　被災児童、生徒の救護及び応急教育対策に関する事項 3　県立学校等の避難施設としての使用に関する事項 4　県立社会教育施設、県立体育施設、公立文教施設の応急復旧に関する事項 5　文化財の保護に関する事項	教育対策部	1　学校職員及び児童、生徒の保健管理並びに安全管理に関する事項 2　被災児童、生徒の救護及び応急教育対策に関する事項 3　県立学校等の避難施設としての使用に関する事項 4　県立社会教育施設、県立体育施設、公立文教施設の応急復旧に関する事項 5　文化財の保護に関する事項

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所

P76
第３編第２章
１(3)⑪
別表2

第３編　武力攻撃事態等への対処
第２章　県対策本部の設置等

新

班	分　掌　事　務
統　括　班 （危機管理課） （防災推進課） （消防保安課）	1　国民保護措置の総合調整に関する事項 2　国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 3　関係機関への連絡員の派遣に関する事項 4　自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項 5　県対策本部の設置及び運営に関する事項 6　情報の収集及び分析に関する事項 7　各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項 8　その他県対策本部長の指示する事項 9　警報の通知に関する事項 10　避難の指示に関する事項 11　緊急通報の発令に関する事項 12　退避の指示に関する事項 13　警戒区域の設定に関する事項
広　報　班 （広報課）	1　国民保護に係る広報に関する事項 2　国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項
情　報　班 （市町村課）	1　市町村の被災情報の収集に関する事項 2　避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項
救　援　班 （健康福祉政策課）	1　救援の活動状況の把握に関する事項
道　路　班 （道路保全課）	1　道路状況の把握に関する事項 2　避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項

旧

班	分　掌　事　務
統　括　班 （危機管理防災課） （消防保安課）	1　国民保護措置の総合調整に関する事項 2　国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 3　関係機関への連絡員の派遣に関する事項 4　自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項 5　県対策本部の設置及び運営に関する事項 6　情報の収集及び分析に関する事項 7　各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項 8　その他県対策本部長の指示する事項 9　警報の通知に関する事項 10　避難の指示に関する事項 11　緊急通報の発令に関する事項 12　退避の指示に関する事項 13　警戒区域の設定に関する事項
広　報　班 （広報グループ課）	1　国民保護に係る広報に関する事項 2　国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項
情　報　班 （市町村課）	1　市町村の被災情報の収集に関する事項 2　避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項
救　援　班 （健康福祉政策課）	1　救援の活動状況の把握に関する事項
道　路　班 （道路保全課）	1　道路状況の把握に関する事項 2　避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P99 第3編第5章 1の(1)⑦ 【新設】	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 １　救援の実施	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 １　救援の実施 (1)　救援の実施 知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。 ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。 ①～⑥　（略） ⑦福祉サービスの提供 ⑧～⑪　（略）	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 １　救援の実施 (1)　救援の実施 知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。 ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。 ①～⑥　（略） （新設） ⑦～⑩　（略）
P100 第3編第5章 2の(4) 【新設】	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 ２　関係機関との連携	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 ２　関係機関との連携 (1)～(3)　（略） (4)　事業者との連携 県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。 (5)～(7)　（略）	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 ２　関係機関との連携 (1)～(3)　（略） （新設） (4)～(6)　（略）

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新	旧
P101 第3編第5章 3(3)① 【新設】【削除】ほか	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 ３　救援の内容	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 ３　救援の内容 (3)　救援の内容 知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。 ①　収容施設の供与 ・　避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握） ・　（略） （削除） ・　（略） ・　収容期間が長期にわたる場合の対応（宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握） ・　長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請） ②～⑤　（略） ⑥　電話その他の通信設備の提供 （略） ・ 通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請 ⑦ 福祉サービスの提供 ・ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握 ・ これらの者からの相談対応 ・ これらの者に対する避難生活上の支援 ・ 福祉避難所の設置 ・ 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請 ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 （略） ・ 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請 ⑨ 学用品の給与 （略）	第３編　武力攻撃事態等への対処 第５章　救援 ３　救援の内容 (3)　救援の内容 知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。 ①　収容施設の供与 ・　避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握） ・　（略） ・　高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に 対する福祉避難所の供与 ・　（略） ・　収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握） ・　長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 ②～⑤　（略） ⑥　電話その他の通信設備の提供 （略） （新設） （新設） ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 （略） （新設） ⑧ 学用品の給与 （略）